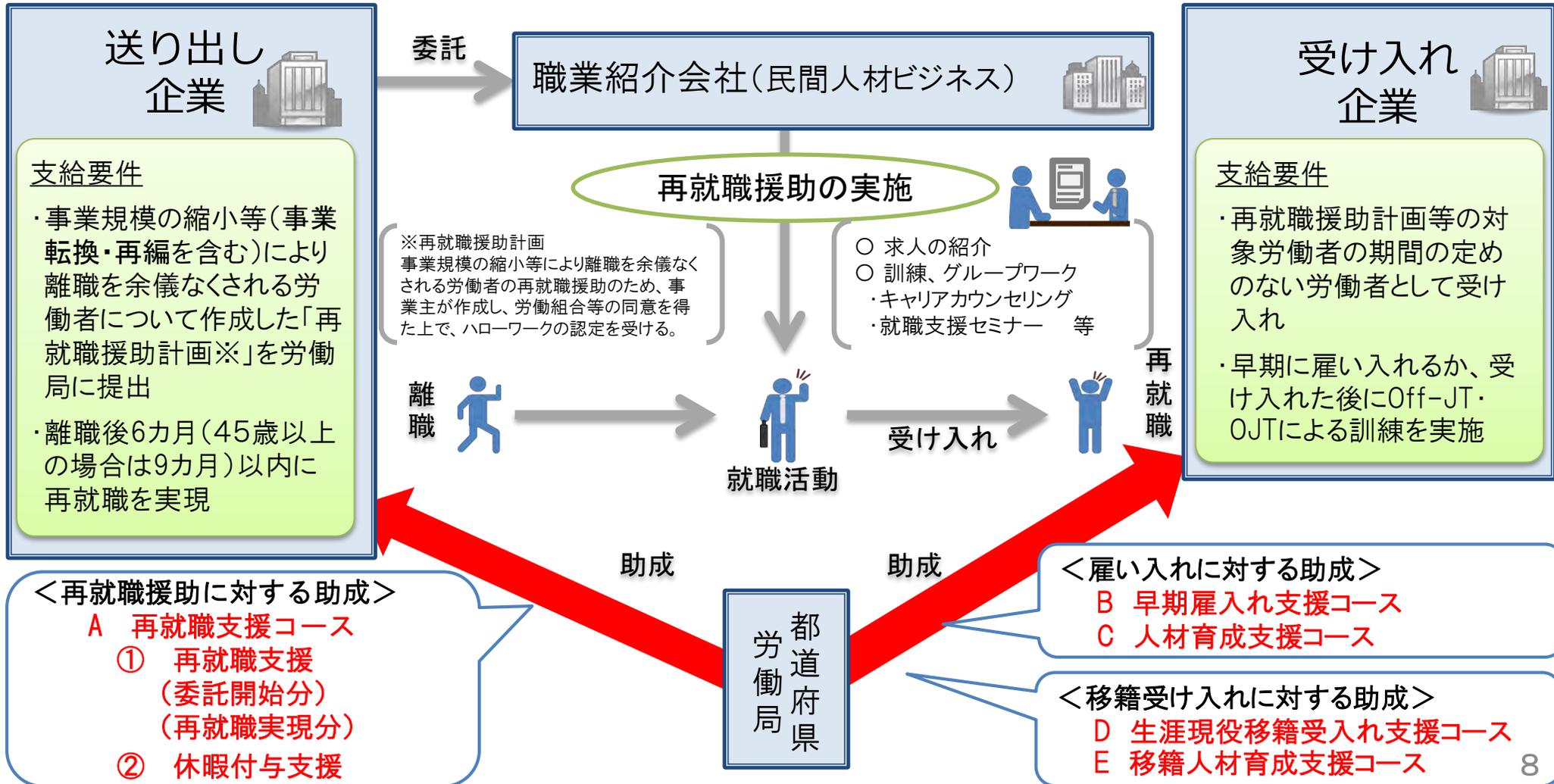


労働移動支援助成金の概要

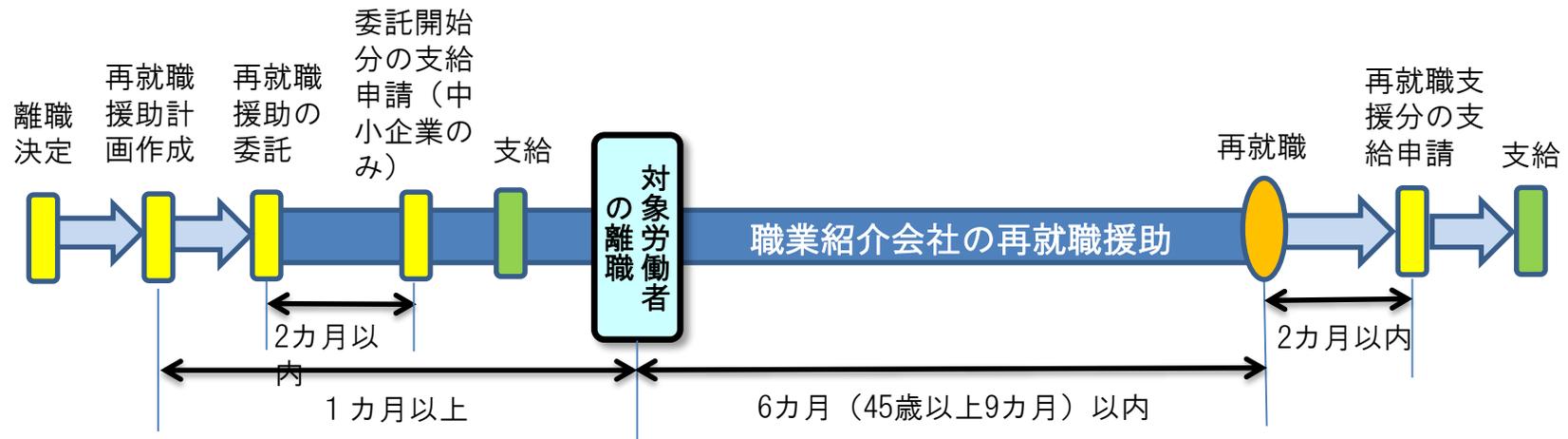
事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対する再就職援助を、職業紹介会社への委託や、休暇付与によって行う事業主に対して、その費用の一部を助成。また、離職を余儀なくされた労働者を、期間の定めのない労働者として雇い入れたり移籍で受け入れる事業主に対して助成。



A 再就職支援コース

① 再就職支援

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対する再就職援助を、職業紹介会社への委託によって行う事業主に対して、その費用の一部（中小企業：45歳以上2/3（4/5）、45歳未満1/2（2/3）、大企業：45歳以上1/3（2/5）、45歳未満1/4（1/3））を助成。



② 休暇付与支援

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対する再就職援助を、求職活動のための有給休暇の付与によって行う事業主に対して、その費用の一部（180日分（6カ月分）、中小企業：1日8000円、大企業：5000円に拡充）を助成。

また離職から1か月以内に再就職が実現した場合に10万円/人を助成（新規）。